

## ○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

(平成二十七年十月二日)

(厚生労働省告示第四百十七号)

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。なお、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号)は、廃止する。

## 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

## 目次

## はじめに

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

## はじめに

## 1. 方針のねらい

## (1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭が増加している。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その平均年間就労収入は125万円となっており、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業をして、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。その一方で、パート・アルバイト等の形態で就労する者が8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成22年で175万円と低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業の支援が必要である。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年で54.6%(平成21年50.8%)となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている(OECD(2014) Family database “Child poverty”)。こうした状況にあって、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもか